鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

目次

◇規則
鳥取県農業共済団体等検査規則

## 規則

鳥取県農業共済団体等検査規則をここに公布する。

昭和五十九年四月十日

鳥取県知事　西尾邑次

鳥取県規則第四十号

鳥取県農業共済団体等検査規則

農業共済団体等検査規則(昭和三十五年七月鳥取県規則第三十四号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条　農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第百四十二条の二から第百四十二条の四までの規定により、農業共済組合、農業共済事業を行う市町村及び農業共済組合連合会(以下「団体」という。)に対して知事が行う検査(以下「検査」という。)については、この規則の定めるところによる。

(検査の目的)

第二条　検査は、団体の業務及び会計(農業共済事業を行う市町村(以下「市町村」という。)にあつては、当該事業に係る業務及び会計。以下同じ。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款(市町村にあつては、農業共済事業の実施に関する条例)に違反せず、かつ、適正になされているかどうかを知ることにより、当該団体に対する個別指導の実を挙げ、もつてその正常な事業運営と農業災害補償制度の健全な発達を図ることを目的として行うものとする。

(検査の要領)

第三条　検査は、別に定める農業共済団体等検査実施要領に従い、団体の業務及び会計に関する帳簿、伝票、証ひよう書類その他業務記録のすべてについて行うものとする。ただし、知事が特に指示した場合は、当該指示するところに従つて行うものとする。

(無通告検査の原則)

第四条　検査は、あらかじめ通告をしないで行う。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(検査員)

第五条　検査は、知事が指名した職員(以下「検査員」という。)二人以

上が一組となつて行うものとする。

（検査命令書等の呈示）

第六条　検査員は、検査に着手するときは、団体の責任者（農業共済組合及び農業共済組合連合会にあつては理事、市町村にあつては市町村長をいう。以下同じ。）に対し、検査命令書（様式第一号）及び身分証明書（様式第二号）を呈示して、検査を行う旨を告げなければならない。

（検査の範囲）

第七条　検査は、検査基準日の属する事業年度（農業共済事業について地方公営企業法（昭和二十二年法律第六十七号）の財務規定等を適用していない市町村にあつては、会計年度）の業務及び会計の状況について行う。ただし、特に必要がある場合は、過年度のものについて行うことができる。

2　前項の検査基準日は、検査に着手した日とする。ただし、検査に着手した日前二週間以内に残高試算表が作成されている場合には、当該残高試算表が作成された日を検査基準日とすることができる。

（検査の場所）

第八条　検査は、団体の事務所、倉庫その他当該団体の業務に関係ある場所において行う。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

（執務時間内検査の原則）

第九条　検査は、団体の執務時間内に行う。ただし、特別の理由があり、当該団体の責任者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（検査の立会い）

第十条　検査は、団体の責任者の立会いを得て行わなければならない。

2　前項の規定によるほか、農業共済組合及び農業共済組合連合会にあつては監事、市町村にあつては監査委員の立会いを得るよう努めなければならない。

（検査物件の制限）

第十一条　検査員は、団体の責任者、職員その他の関係者の私物については、検査を行つてはならない。ただし、検査上特に必要がある場合において当該関係者の承諾を得たときは、この限りでない。

（検査員の留意事項）

第十二条　検査員は、検査に当たつては、団体の事務執行に支障を生じさせないように努め、検査によつて当該団体に不当な負担を負わせることのないよう留意しなければならない。

2　検査員は、検査に当たつては、常に品位を保持し、検査に対する信頼を確保するように努めなければならない。

（検査の延期又は中止）

第十三条　検査員は、検査に際し、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、検査を延期し、又は中止することができる。

一　団体の責任者を立ち会わせることができないとき。

二　検査に必要な帳簿書類の大部分が検査の場所に現存せず、かつ、早急に備えさせることができないとき。

三　検査に必要な帳簿書類の記載が甚だしく不備であるため、当該書類により業務及び会計の状況を知ることができないとき。

四　前三号に定めるもののほか、特別な事情により検査を行うことができないとき。

（検査の講評）

第十四条　検査員は、検査の終了に際し、第十条の規定により検査に立ち

会つた者に対し、検査結果についての講評を行い、意見を聴取しなければならない。

（検査結果の報告及び検査書の交付等）

第十五条　検査員は、検査を終了したときは、速やかに、その結果を知事に報告しなければならない。

2　知事は、前項の報告に基づいて検査書を作成し、これを検査を受けた団体に交付するものとする。

3　知事は、団体の業務及び会計について特に改善整備を要すると認める事項がある場合には、前項の検査書において必要な指示をするとともに、当該団体からその事項に関する意見又は今後の措置若しくは方針についての報告書の提出を求めることができる。

4　農業共済組合又は農業共済組合連合会が前項の報告書を提出する場合には、監事の意見書を添付しなければならない。

5　知事は、検査が農業災害補償法第百四十二条の四の規定に基づくものである場合には、当該検査の請求をした者に対し、第二項の検査書の写しを交付するものとする。

（秘密を守る義務）

第十六条　検査員は、検査によつて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。検査員でなくなつた後も同様とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

第　　号

検査命令書

職　氏　名

（団体の名称）に対し、　年　月　日までに農業災害補償法第142条の　の規定による検査を実施することを命ずる。

年　月　日

職　氏　名　印

様式第2号（第6条関係）

第　　号

身分証明書

写真

職　氏　名

年　月　日生

上記の者は、農業災害補償法第142条の2から第142条の4までの規定による検査の職務に従事する者であることを証明する。

年　月　日

職　氏　名　㊞

有効期間
年　月　日から
年　月　日まで

発行所　鳥取県鳥取市東町一丁目　鳥取県　【定価1部1箇月千七百円（送料を含む。）】